

## 高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等を継続して提供する市内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人又は個人に対し、公定価格で運営し、物価高騰や賃上げの影響を価格に転嫁できない障害福祉サービス等の提供体制の維持・継続を支援するために高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象事業所等)

第2条 支援の対象となる事業所（以下「支援対象事業所」という。）は、令和8年3月1日の時点で本市の区域内に所在し、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第1164号）に基づく指定を受けて別表のサービス種別の欄に掲げる障害福祉サービス、計画相談支援若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児相談支援を提供する事業所

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に本市において障害者総合支援法第76条第1項の規定による補装具費の支給の決定に至った申請に係る補装具の提供を行った事業所

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所は、支援対象事業所としない。

(1) 本市以外の地方公共団体から障害者総合支援法に基づく指定を受けて障害福祉サービスを提供する事業所（大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第10条の規定による本市への権限移譲前に大阪府が指定した事業所を除く。）

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第8条（同令第67条において準用する場合を含む。）に規定する従たる事業所

(3) 高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱に基づく高石市介護サービス事業所等物価高騰対応支援金又は高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱に基づく高石市医療機関等物価高騰対応支援金の交付を受けた者が運営する当該支援金の支給に係る事業所と同一の所在地に所在する事業所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業所

(交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、支援対象事業所を運営する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 申請日時点において、現に支援対象事業所を運営していない者又は指定の効力停止等の行政処分がなされている者

(2) 令和8年5月29日まで支援対象事業所の運営を継続する見込みがない者

(3) 高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員密接関係者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当する者又は代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に暴力団員等に該当する者がいる法人

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(交付金額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定により算出して得た額とする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる支援対象事業所を運営する法人 その法人が運営する当該支援対象事業所ごとに別表の規定により算定した額

(2) 第2条第1項第2号に掲げる支援対象事業所を運営する法人又は個人 50,000円

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和8年5月29日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金申請書兼請求書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出のあったときは、その内容を審査の上、交付が相当と認めるときは支援金を交付することを決定する。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行った場合は、申請者に対し、申請書に記載の金融機関口座へ支援金を支払うことをもって、交付決定を通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、交付することが相当でないと認めるときは、その旨を高石市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第6条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し質問及び調査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(2) 申請者がこの要綱の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長において支援金を交付することが相当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付しているときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

サービス種別	定員	支給金額
共同生活援助	50人以上	500,000円
	50人未満	300,000円
生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所（空床型除く）、児童発達支援、放課後等デイサービス	-	200,000円
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援	-	100,000円

備考 同一所在地において、複数のサービス種別の欄に掲げる障害福祉サービス、計画相談支援、若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児相談支援を提供する事業所がある場合は、支給金額が最も高いサービス種別についてのみ算定を行うものとする。